

青森県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

第1（目的）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定については、介護保険法施行規則（平成11年省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年3月厚告第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2（指定の要件）

知事は、別紙1に定める要件を満たすと認められる場合、指定講習会として指定する。

- 2 前項の指定は、指定の取消又は事業の廃止を行わない限り、3年間有効とする。ただし、最初の指定については、指定日から3年後に相当する日の翌年3月31日までの期間とする。

第3 指定申請手続等

一 指定の申請

本事業の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する3ヶ月前までに次に掲げる必要事項について様式第1号及びその添付書類を知事に提出するものとする。

- イ 申請者の名称及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ロ 講習会の名称及び課程
- ハ 事業所の所在地
- ニ 運営規程
- ホ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- ヘ 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- ト 定款その他の基本約款
- チ その他指定に関し必要があると認める事項
 - ① 事業計画表及び各講習の時間割表
 - ② 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
 - ③ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
 - ④ 申請者の資産状況（直近の決算書）
 - ⑤ 受講料の設定方法及び改定方法
 - ⑥ 募集案内等受講希望者に提示する書類

二 変更の届出

イ 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があった場合には、様式第2号に係る書類を添付し、変更後10日以内に知事に提出するものとする。また、一のイの変更については、法人登記簿の履歴事項全部証明書、一のトの変更については、変更後の定款等を添付すること。

ロ 講習内容に関する事項

講習内容について変更する場合には、様式第2号に変更後の講習課程（カリキュラム）のほか関係書類を添付し、変更後10日以内に知事に提出するものとする。

三 廃止、休止又は再開の届出

指定講習会を実施する者は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、知事に対し、別添の様式により10日以内に届け出るものとする。

四 その他

イ 事業計画の提出

指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、様式第7号により、次に掲げる事項を提出するものとする。

- ① 事業計画表及び各講習の時間割表
- ② 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- ③ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- ④ 申請者の前年度の決算書
- ⑤ 申請者の概要及び資産状況
- ⑥ 受講料の設定方法及び改定方法
- ⑦ 募集案内等受講希望者に提示する書類

ロ 指定の継続

指定講習会を実施する者が、第2の2の期間が満了した後も継続して講習会の指定を受けようとする場合には、期間が満了する4か月前までに、様式第6号により、次に掲げる書類が添付された申請書類を知事に提出することとする。

- ① 別紙1の2（6）に定める運営規程
- ② 申請者の過去2年間の決算書及び翌年度の収支予算書

ハ 講習課程の変更

別紙1の2（6）⑤に規定する講習課程を変更する場合にあっては、変更についてあらかじめ知事の承認を受けることとし、変更後の講習の募集を開始する2か月前までに申請書を提出するものとする。

ニ 講習実施中の緊急の変更

やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、知事の指示に従うものとする。

なお、講師の緊急の変更の場合、当該科目の担当として届け出ている講師以外の者に変更することは認めない。

第4 名簿等の提出

講習会を実施する者は、各講習終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿を知事に提出するものとする。

イ 福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日

- ロ 修了年月日
- ハ 修了証明書の番号

2 事業報告書の提出

講習会を実施する者は、毎事業年度終了後2月以内に、様式第8号により、次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出するものとする。

- イ 開催日時及び場所
- ロ 受講者数及び修了者数
- ハ 講習課程（カリキュラム）
- ニ 講習会時間割表
- ホ 担当講師一覧
- ヘ 収支決算書

3 受講時等における本人確認

講習会を実施する者は、受講申込時又は初回の講義時に、次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行わなければならない。なお、本人確認を行う際には、受講者に過度の負担をかけないように留意するものとする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- (2) 住民基本台帳カードの提示
- (3) 在留カード等の提示
- (4) 健康保険証の提示
- (5) 運転免許証の提示
- (6) パスポートの提示
- (7) 年金手帳の提示
- (8) 国家資格等を有する者については、当該資格に係る免許証又は登録証の提示
- (9) その他知事が適当と認める方法

第5 修了証書の交付等

指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙3に定める様式に準じ、修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

第6 講習修了の認定方法についての留意事項

講習受講者が、やむを得ない事情等により、講習の一部を受講しなかった場合であって、1年以内に、同一の実施者が行う講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、別紙2を満たしていると認められた場合は、福祉用具専門相談員指定講習会の課程を修了したのものとして差し支えないものとする。

第7 指示

知事は、本事業の実施に関し必要があると認める場合、指定講習会を実施する者に対し、その行う指定講習会に関する情報の提供、指定講習会の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。

第8 指定の取消し

指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- イ 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、この要綱の内容及び別紙1の要件を満たすことができなくなったとき
- ロ 指定講習会を実施する者が、第7の指示を受けてこれに従わなかったとき
- ハ 指定講習会を実施する者が、不正の手段により第2の指定を受けたとき
- ニ 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に虚偽の内容を提出したとき。
- ホ 指定講習会を実施する者が、第5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

第9 指定等の公表

この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

附則

この要綱は、平成18年12月22日から施行する。

附則（平成24年8月17日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月25日一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年12月17日一部改正）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までに開講した講習については、改正前の要綱によることができる。

附則（平成27年3月24日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。